

第七条の二 原子力船を外国の水域に立ち入らせる場合の損害賠償措置は、原子力損害賠償責任保険契約及び原子力損害賠償補償契約の締結その他の措置であつて、当該原子力船に係る原子力事業者が原子力損害を賠償する責めに任すべきものとして政府が当該外国政府と合意した額の原子力損害を賠償するに足りる措置として文部科学大臣の承認を受けたるものとする。

2 外国原子力船を本邦の水域に立ち入らせる場合の損害賠償措置は、当該外国原子力船に係る原子力事業者が原子力損害を賠償する責めに任すべきものとして政府が当該外国政府と合意した額（原子力損害の発生の原因となつた事実について三百六十億円を下らないものとする。）の原子力損害を賠償するに足りる措置として文部科学大臣の承認を受けたものとする。

第二節 原子力損害賠償責任保険契約

第八条 原子力損害賠償責任保険契約（以下「責任保険契約」という。）は、原子力事業者の原子力損害の発生の原因となつた事実（原子力損害賠償責任保険契約）による損失を保険者に規定する外団損害保険会社等で、責任保険の引受けを行う者に限る。（以下同じ。）がうめるこ

とを約し、保険契約者が保険者に保険料を支払うことと約する契約とする。

第九条 被害者は、損害賠償請求権に関し、責任保険契約の保険金について、他の債権者に優先して弁済を受ける権利を有する。

2 被害者は、被害者に対する損害賠償額について、自分が支払った限度又は被害者の承諾があつた限度においてのみ、保険者に対して保険金の支払を請求することができる。

3 責任保険契約の保険金請求権は、これを譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。ただし、被害者が損害賠償請求権に差し押える場合は、この限りでない。

（責任保険契約の解除の制限）

第九条の二 保険者は、責任保険契約を解除しようとするときは、あらかじめ、その旨を文部科学大臣に届け出なければならない。

2 文部科学大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、その旨を当該責任保険契約の被保険者に通知しなければならない。

第三節 原子力損害賠償補償契約

（原子力損害賠償補償契約）

第十一条 原子力損害賠償補償契約（以下「補償契約」という。）は、原子力事業者の原子力損害の賠償の責任が発生した場合において、責任保険契約その他の原子力損害を賠償するための措置によつてはうめることができない原子力損害を原子力事業者が賠償することにより生ずる損失を政府が補償することを約し、原子力事業者が補償料を納付することを約する契約とする。

2 补償契約に関する事項は、別に法律で定め

第十二条 損害賠償措置としての供託は、原子力事業者の主たる事務所のもよりの法務局又は地方法務局に、金銭又は文部科学省令で定める有価証券（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二百七十八条第一項に規定する振替債を含む。以下この節において同じ。）によりするものとする。

（供託物の還付）

第十三条 被害者は、損害賠償請求権に関し、前項の規定により原子力事業者が供託した金銭又は有価証券について、その債権の弁済を受ける権利を有する。

（供託物の取りもどし）

第十四条 原子力事業者は、次の各号に掲げる場合においては、文部科学大臣の承認を受けて、第十二条の規定により供託した金銭又は有価証券を取りもどすことができる。

一 原子力損害を賠償したとき。

二 供託に代えて他の損害賠償措置を講じたとき。

三 原子炉の運転等をやめたとき。

4 核燃料物質等の運搬に係る責任保険契約については、保険者は、当該核燃料物質等の運搬の開始後その終了までの間においては、これを解除することができない。

5 前二項の規定に反する特約で被保険者に不利なものは、無効とする。

第三節 原子力損害賠償補償契約

（原子力損害賠償補償契約）

第十一条 原子力損害賠償補償契約（以下「補償契約」という。）は、原子力事業者の原子力損害の賠償の責任が発生した場合において、責任保険契約その他の原子力損害を賠償するための措

置によつてはうめることができない原子力損害を原子力事業者が賠償することにより生ずる損失を政府が補償することを約し、原子力事業者が補償料を納付することを約する契約とする。

2 补償契約に関する事項は、別に法律で定め

第十二条 損害賠償措置としての供託は、原子力事業者の主たる事務所のもよりの法務局又は地方法務局に、金銭又は文部科学省令で定める有

価証券（社債、株式等の振替に関する法律（平

成十三年法律第七十五号）第二百七十八条第一

項に規定する振替債を含む。以下この節におい

て同じ。）によりするものとする。

（供託物の還付）

第十三条 被害者は、損害賠償請求権に関し、前

項の規定により原子力事業者が供託した金銭又

は有価証券について、その債権の弁済を受ける

権利を有する。

（供託物の取りもどし）

第十四条 原子力事業者は、次の各号に掲げる場

合においては、文部科学大臣の承認を受けて、第十二条の規定により供託した金銭又は有価証

券を取りもどすことができる。

一 原子力損害を賠償したとき。

二 供託に代えて他の損害賠償措置を講じたとき。

三 原子炉の運転等をやめたとき。

2 文部科学大臣は、前項第二号又は第三号に掲げる場合において承認するときは、原子力損害の賠償の履行を確保するため必要と認められる限度において、取りもどしができる時期及び取りもどしができる金銭又は有価証券の額を指定して承認することができる。

（文部科学省令・法務省令への委任）

第十五条 この節に定めるもののほか、供託に関する事項は、文部科学省令・法務省令で定めることとする。

第四章 国の措置

（国の措置）

第十六条 政府は、原子力損害が生じた場合において、原子力事業者（外国原子力船に係る原子力事業者を除く。）が第三条の規定により損害を賠償する責めに任すべき額が賠償措置額をこ

え、かつ、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、原子力事業者に対し、原子力事業者が損害を賠償するために必要な援助を行なうものとする。

前項の援助は、国会の議決により政府に属さ

せられた権限の範囲内において行なうものとす

る。

第十七条 政府は、第三条第一項ただし書の場合又は第七条の二第二項の原子力損害で同項に規定する額をこえると認められるものが生じた場合においては、被災者の救助及び被害の拡大の防止のため必要な措置を講ずるようにするものとする。

前項の援助は、国会の議決により政府に属さ

せられた権限の範囲内において行なうものとす

る。

第十八条 政府は、第三条第一項ただし書の場合又は第七条の二第二項の原子力損害で同項に規定する額をこえると認められるものが生じた場合においては、被災者の救助及び被害の拡大の防止のため必要な措置を講ずるようにするものとする。

前項の援助は、国会の議決により政府に属さ

せられた権限の範囲内において行なうものとす

る。

第十九条 政府は、第三条第一項ただし書の場合又は第七条の二第二項の原子力損害で同項に規定する額をこえると認められるものが生じた場合においては、被災者の救助及び被害の拡大の防止のため必要な措置を講ずるようにするものとする。

前項の援助は、国会の議決により政府に属さ

せられた権限の範囲内において行なうものとす

る。

第二十一条 政府は、第三条第一項ただし書の場合又は第七条の二第二項の原子力損害で同項に規定する額をこえると認められるものが生じた場合においては、被災者の救助及び被害の拡大の防止のため必要な措置を講ずるようにするものとする。

前項の援助は、国会の議決により政府に属さ

せられた権限の範囲内において行なうものとす

る。

第二十二条 政府は、第三条第一項ただし書の場合又は第七条の二第二項の原子力損害で同項に規定する額をこえると認められるものが生じた場合においては、被災者の救助及び被害の拡大の防止のため必要な措置を講ずるようにするものとする。

前項の援助は、国会の議決により政府に属さ

せられた権限の範囲内において行なうものとす

る。

第二十三条 政府は、第三条第一項ただし書の場合又は第七条の二第二項の原子力損害で同項に規定する額をこえると認められるものが生じた場合においては、被災者の救助及び被害の拡大の防止のため必要な措置を講ずるようにするものとする。

前項の援助は、国会の議決により政府に属さ

せられた権限の範囲内において行なうものとす

る。

第二十四条 政府は、第三条第一項ただし書の場合又は第七条の二第二項の原子力損害で同項に規定する額をこえると認められるものが生じた場合においては、被災者の救助及び被害の拡大の防止のため必要な措置を講ずるようにするものとする。

前項の援助は、国会の議決により政府に属さ

せられた権限の範囲内において行なうものとす

る。

第二節 特定原子力損害賠償仮払金の支払のための資金の貸付け

（特定原子力損害賠償仮払金の支払のための資金の貸付け）

第十七条の三 原子力事業者は、特定原子力損害対策本部長（同法第十七条第一項に規定する原子力災害対策本部長をいう。）が市町村長（特別区の区長を含む。以下この項において同じ。）又は都道府県知事に對して行つた指示に基づき当該市町村長又は都道府県知事が行つた指示に基づく避難のための立退き又は事業活動を補償する責めに任すべき額が賠償措置額をこえ、かつ、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、原子力事業者に対し、原子力事業者が損害を賠償するために必要な援助を行なうものとする。

前項の援助は、国会の議決により政府に属さ

せられた権限の範囲内において行なうものとす

る。

第十八条 政府は、原子炉の運転等により生じた原子力損害対策特別措置法（平成十一年法律第二百五十六号）第十五条第三項又は第二十条第二項の規定により内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長（同法第十七条第一項に規定する原子力災害対策本部長をいう。）が市町村長（特別区の区長を含む。以下この項において同じ。）又は都道府県知事に對して行つた指示に基づき当該市町村長又は都道府県知事が行つた指示に基づく避難のための立退き又は事業活動を補償する責めに任すべき額が賠償措置額をこえ、かつ、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、原子力事業者に対し、原子力事業者が損害を賠償するために必要な援助を行なうものとする。

前項の援助は、国会の議決により政府に属さ

せられた権限の範囲内において行なうものとす

る。

第十九条 政府は、原子炉の運転等により生じた原子力損害対策特別措置法（平成十一年法律第二百五十六号）第十五条第三項又は第二十条第二項の規定により内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長（同法第十七条第一項に規定する原子力災害対策本部長をいう。）が市町村長（特別区の区長を含む。以下この項において同じ。）又は都道府県知事に對して行つた指示に基づき当該市町村長又は都道府県知事が行つた指示に基づく避難のための立退き又は事業活動を補償する責めに任すべき額が賠償措置額をこえ、かつ、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、原子力事業者に対し、原子力事業者が損害を賠償するために必要な援助を行なうものとする。

前項の援助は、国会の議決により政府に属さ

せられた権限の範囲内において行なうものとす

る。

第二十条 政府は、原子炉の運転等により生じた原子力損害対策特別措置法（平成十一年法律第二百五十六号）第十五条第三項又は第二十条第二項の規定により内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長（同法第十七条第一項に規定する原子力災害対策本部長をいう。）が市町村長（特別区の区長を含む。以下この項において同じ。）又は都道府県知事に對して行つた指示に基づき当該市町村長又は都道府県知事が行つた指示に基づく避難のための立退き又は事業活動を補償する責めに任すべき額が賠償措置額をこえ、かつ、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、原子力事業者に対し、原子力事業者が損害を賠償するために必要な援助を行なうものとする。

前項の援助は、国会の議決により政府に属さ

せられた権限の範囲内において行なうものとす

る。

第二十一条 政府は、原子炉の運転等により生じた原子力損害対策特別措置法（平成十一年法律第二百五十六号）第十五条第三項又は第二十条第二項の規定により内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長（同法第十七条第一項に規定する原子力災害対策本部長をいう。）が市町村長（特別区の区長を含む。以下この項において同じ。）又は都道府県知事に對して行つた指示に基づき当該市町村長又は都道府県知事が行つた指示に基づく避難のための立退き又は事業活動を補償する責めに任すべき額が賠償措置額をこえ、かつ、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、原子力事業者に対し、原子力事業者が損害を賠償するために必要な援助を行なうものとする。

前項の援助は、国会の議決により政府に属さ

せられた権限の範囲内において行なうものとす

る。

第二十二条 政府は、原子炉の運転等により生じた原子力損害対策特別措置法（平成十一年法律第二百五十六号）第十五条第三項又は第二十条第二項の規定により内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長（同法第十七条第一項に規定する原子力災害対策本部長をいう。）が市町村長（特別区の区長を含む。以下この項において同じ。）又は都道府県知事に對して行つた指示に基づき当該市町村長又は都道府県知事が行つた指示に基づく避難のための立退き又は事業活動を補償する責めに任すべき額が賠償措置額をこえ、かつ、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、原子力事業者に対し、原子力事業者が損害を賠償するために必要な援助を行なうものとする。

前項の援助は、国会の議決により政府に属さ

せられた権限の範囲内において行なうものとす

る。

第二十三条 政府は、原子炉の運転等により生じた原子力損害対策特別措置法（平成十一年法律第二百五十六号）第十五条第三項又は第二十条第二項の規定により内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長（同法第十七条第一項に規定する原子力災害対策本部長をいう。）が市町村長（特別区の区長を含む。以下この項において同じ。）又は都道府県知事に對して行つた指示に基づき当該市町村長又は都道府県知事が行つた指示に基づく避難のための立退き又は事業活動を補償する責めに任すべき額が賠償措置額をこえ、かつ、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、原子力事業者に対し、原子力事業者が損害を賠償するために必要な援助を行なうものとする。

前項の援助は、国会の議決により政府に属さ

せられた権限の範囲内において行なうものとす

る。

第二十四条 政府は、原子炉の運転等により生じた原子力損害対策特別措置法（平成十一年法律第二百五十六号）第十五条第三項又は第二十条第二項の規定により内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長（同法第十七条第一項に規定する原子力災害対策本部長をいう。）が市町村長（特別区の区長を含む。以下この項において同じ。）又は都道府県知事に對して行つた指示に基づき当該市町村長又は都道府県知事が行つた指示に基づく避難のための立退き又は事業活動を補償する責めに任すべき額が賠償措置額をこえ、かつ、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、原子力事業者に対し、原子力事業者が損害を賠償するために必要な援助を行なうものとする。

前項の援助は、国会の議決により政府に属さ

せられた権限の範囲内において行なうものとす

る。

第二十五条 政府は、原子炉の運転等により生じた原子力損害対策特別措置法（平成十一年法律第二百五十六号）第十五条第三項又は第二十条第二項の規定により内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長（同法第十七条第一項に規定する原子力災害対策本部長をいう。）が市町村長（特別区の区長を含む。以下この項において同じ。）又は都道府県知事に對して行つた指示に基づき当該市町村長又は都道府県知事が行つた指示に基づく避難のための立退き又は事業活動を補償する責めに任すべき額が賠償措置額をこえ、かつ、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、原子力事業者に対し、原子力事業者が損害を賠償するために必要な援助を行なうものとする。

前項の援助は、国会の議決により政府に属さ

せられた権限の範囲内において行なうものとす

る。

第二十六条 政府は、原子炉の運転等により生じた原子力損害対策特別措置法（平成十一年法律第二百五十六号）第十五条第三項又は第二十条第二項の規定により内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長（同法第十七条第一項に規定する原子力災害対策本部長をいう。）が市町村長（特別区の区長を含む。以下この項において同じ。）又は都道府県知事に對して行つた指示に基づき当該市町村長又は都道府県知事が行つた指示に基づく避難のための立退き又は事業活動を補償する責めに任すべき額が賠償措置額をこえ、かつ、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、原子力事業者に対し、原子力事業者が損害を賠償するために必要な援助を行なうものとする。

前項の援助は、国会の議決により政府に属さ

せられた権限の範囲内において行なうものとす

る。

第二十七条 政府は、原子炉の運転等により生じた原子力損害対策特別措置法（平成十一年法律第二百五十六号）第十五条第三項又は第二十条第二項の規定により内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長（同法第十七条第一項に規定する原子力災害対策本部長をいう。）が市町村長（特別区の区長を含む。以下この項において同じ。）又は都道府県知事に對して行つた指示に基づき当該市町村長又は都道府県知事が行つた指示に基づく避難のための立退き又は事業活動を補償する責めに任すべき額が賠償措置額をこえ、かつ、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、原子力事業者に対し、原子力事業者が損害を賠償するために必要な援助を行なうものとする。

前項の援助は、国会の議決により政府に属さ

せられた権限の範囲内において行なうものとす

る。

子力損害の賠償については、当分の間、次に定めるところによるものとする。

一 原子力事業者は、原子力事業者の従業員又はその遺族の災害補償給付を受ける権利が消滅するまでの間、その損害の発生時から当該災害補償給付を受けるべき時までのその損害の発生時における法定利率により計算される額を合算した場合における当該合算した額が当該災害補償給付の価額となるべき額の限度で、その賠償の履行をしないことができる。

二 前号の場合において、災害補償給付の支給があつたときは、原子力事業者は、その損害の発生時から当該災害補償給付が支給された時までのその損害の発生時における法定利率により計算される額を合算した場合における当該合算した額が当該災害補償給付の価額となるべき額の限度で、その損害の賠償の責めを免れる。

原子力事業者の従業員が原子力損害を受けた場合において、他にその損害の発生の原因について責めに任すべき自然人があるとき（当該損害が当該自然人の故意により生じたものである場合に限る。）は、当該従業員又はその遺族に対し災害補償給付を支給した者は、当該自然人に対して求償権を有する。

附 則（昭和四二年七月二〇日法律第五三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第八条から第三十一条までの規定は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和四六年五月一日法律第五三号）抄

（施行期日等）

この法律の施行の際現に行なわれている核燃料物質の運搬については、改正後の原子力損害の賠償に関する法律第三条第二項の規定にかかるわらず、なお從前の例による。

附 則（昭和五〇年一二月二七日法律第九四号）抄

（施行期日等）

この法律は、海上航行船舶の所有者の責任の制限に関する国際条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

附則（昭和五三年七月五日法律第八六号）抄

附則（昭和五年七月五日法律第八六号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる日から施行する。

附則（昭和六年五月二七日法律第六九号）抄

この法律は、平成二年一月一日までの間において政令で定める日から施行する。

附 則（平成六年七月一日法律第八五号）

（施行期日等）

この法律は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行し、この法律の施行後にその製造業者等が引き渡した製造物について適用する。

第一号	抄 （施行期日） 昭和五三年七月五日法律第六百四十一号	第二号	抄 （施行期日） 昭和六三年五月二七日法律第六百四十九号	
第一条 この法律は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。	第一条 この法律は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。	第一条 この法律は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。	第一条 この法律は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。	
一 略	二 第一条の規定、第二条の規定（前号に掲げる同条中の規定を除く。）、第三条中核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第四条第二項の改正規定、同法第十四条第二項の改正規定、同法第二十三条に一項を加える改正規定及び同法第二十四条第二項の改正規定（内閣総理大臣）を「主務大臣」に改める部分を除く。）並びに次条第二項、附則第五条から附則第七条まで及び附則第九条の規定（公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日）	二 第一条の改正規定、第二条の改正規定、第十条第二項中第七号を第十二号とし、第六号を第十号とし、同号の次に一号を加える改正規定、第二十条第二項中第八号を第十六号とし、第七号を第十五号とし、第六号を第十四号とし、第五号の三を第十二号とし、同号の次に一号を加える改正規定、第三十三条第二項中第九号を第十七号とし、第六号から第八号までを八号ずつ繰り下げ、第五号の三を第十二号とし、同号の次に一号を加える改正規定、同項中第五号の二を第十一号とする改正規定、同条第三項第一号の改正規定、第四十一条の七第二項中第十号を第十六号とし、第十九号を第十五号とし、第八号を第十四号とし、第七号を第十二号とし、同号の次に一号を加える改正規定、第五十八条の二の改正規定（第五十九条の三第一項及び第六十六条第二項）を加え、「工場又は事業所」を「工場等」に改める部分に限る。）、第五十九条の二の改正規定、第七十一条中第十三項を第十四項とし、第十項から第十二項までを一項ずつ繰り下げ、第九項の次に一項を加える改正規定及び第八十二条中第五号を第十号とし、第四号の二を第八号とし、同号の次に一号を加える改正規定並びに次条、附則第三条第二項及び附則第四条の規定（核物質の防護に関する条約が日本国について効力を生ずる日（次号における「条約発効日」という。）又は第三号に規定する政令で定める日のうちいずれか早い日前の日であつて、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。）	一 第一条の改正規定、第二条の改正規定、第十条第二項中第七号を第十二号とし、第六号を第十号とし、同号の次に一号を加える改正規定、第二十条第二項中第八号を第十六号とし、第七号を第十五号とし、第六号を第十四号とし、第五号の三を第十二号とし、同号の次に一号を加える改正規定、第三十三条第二項中第九号を第十七号とし、第六号から第八号までを八号ずつ繰り下げ、第五号の三を第十二号とし、同号の次に一号を加える改正規定、同項中第五号の二を第十一号とする改正規定、同条第三項第一号の改正規定、第四十一条の七第二項中第十号を第十六号とし、第十九号を第十五号とし、第八号を第十四号とし、第七号を第十二号とし、同号の次に一号を加える改正規定、第五十八条の二の改正規定（第五十九条の三第一項及び第六十六条第二項）を加え、「工場又は事業所」を「工場等」に改める部分に限る。）、第五十九条の二の改正規定（第五十九条の二第一項）の下に「第五十九条の三第一項及び第六十六条第二項」を加え、「工場又は事業所」を「工場等」に改める部分に限る。）、第五十九条の二の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、第七十一条中第十三項を第十四項とし、第十項から第十二項までを一項ずつ繰り下げ、第九項の次に一項を加える改正規定及び第八十二条中第五号を第十号とし、第四号の二を第八号とし、同号の次に一号を加える改正規定並びに次条、附則第三条第二項及び附則第四条の規定（核物質の防護に関する条約が日本国について効力を生ずる日（次号における「条約発効日」という。）又は第三号に規定する政令で定める日のうちいずれか早い日前の日であつて、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。）	一 第一条の改正規定、第二条の改正規定、第十条第二項中第七号を第十二号とし、第六号を第十号とし、同号の次に一号を加える改正規定、第二十条第二項中第八号を第十六号とし、第七号を第十五号とし、第六号を第十四号とし、第五号の三を第十二号とし、同号の次に一号を加える改正規定、第三十三条第二項中第九号を第十七号とし、第六号から第八号までを八号ずつ繰り下げ、第五号の三を第十二号とし、同号の次に一号を加える改正規定、同項中第五号の二を第十一号とする改正規定、同条第三項第一号の改正規定、第四十一条の七第二項中第十号を第十六号とし、第十九号を第十五号とし、第八号を第十四号とし、第七号を第十二号とし、同号の次に一号を加える改正規定、第五十八条の二の改正規定（第五十九条の三第一項及び第六十六条第二項）を加え、「工場又は事業所」を「工場等」に改める部分に限る。）、第五十九条の二の改正規定（第五十九条の二第一項）の下に「第五十九条の三第一項及び第六十六条第二項」を加え、「工場又は事業所」を「工場等」に改める部分に限る。）、第五十九条の二の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、第七十一条中第十三項を第十四項とし、第十項から第十二項までを一項ずつ繰り下げ、第九項の次に一項を加える改正規定及び第八十二条中第五号を第十号とし、第四号の二を第八号とし、同号の次に一号を加える改正規定並びに次条、附則第三条第二項及び附則第四条の規定（核物質の防護に関する条約が日本国について効力を生ずる日（次号における「条約発効日」という。）又は第三号に規定する政令で定める日のうちいずれか早い日前の日であつて、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。）
附 則 （昭和六一年五月二七日法律第七 三号） 抄 （施行期日）	附 則 （昭和五八年一二月二日法律第七 八号） 抄 （施行期日）	附 則 （昭和五四年六月二九日法律第五 二号） 抄 （施行期日）	附 則 （昭和五四年六月一二日法律第四 四号） 抄 （施行期日）	
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	
二 この法律（第一条を除く。）は、昭和五十九年七月一日から施行する。	二 この法律の施行の日の前日において法律の規定により置かれている機関等で、この法律の施行の日以後は国家行政組織法又はこの法律による改正後の関係法律の規定に基づく政令（以下「関係政令」という。）の規定により置かれることとなるものに関し必要となる経過措置その他この法律の施行に伴う関係政令の制定又は改廃に関し必要となる経過措置は、政令で定めることができる。	二 この法律（第一条を除く。）は、昭和五十九年七月一日から施行する。	二 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	

<p>（施行期日等）</p> <p>（施行期日）</p> <p>（施行期日）</p> <p>（施行期日）</p> <p>（施行期日）</p> <p>（施行期日）</p>	<p>第一号抄</p> <p>二号抄</p> <p>三号抄</p> <p>四号抄</p> <p>五号抄</p> <p>六号抄</p>	<p>附則（平成七年六月七日法律第一〇六号）</p> <p>附則（平成六年七月一日法律第八五号）</p> <p>附則（平成一〇年五月二〇日法律第六二号）</p> <p>附則（平成一〇年五月一〇日法律第三二号）</p> <p>附則（平成一〇年五月一〇日法律第三二号）</p> <p>附則（平成一〇年五月一〇日法律第三二号）</p>
<p>第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、第二十八条並びに第三十一条の規定は、当該各号に定める日から施行する。</p>	<p>（第一条）</p>	<p>（第一条）</p>
<p>第二条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p>	<p>（第二条）</p>	<p>（第二条）</p>
<p>第三条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p>	<p>（第三条）</p>	<p>（第三条）</p>
<p>第四条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、第二十二条の改正規定並びに次条の規定並びに第二十二条の改正規定並びに次条の規定は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成十一年法律第七十五号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行する。</p>	<p>（第四条）</p>	<p>（第四条）</p>

に一条を加える改正規定並びに附則第三条、第四条、第七条及び第八条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に原子炉の運転等に規定する原子炉の運転等をいう。」を行つている原子力事業者（同条第三項に規定する原子力事業者をいう。）については、この法律の施行の日から起算して三月を経過する日までの間は、この法律による改正後の原子力損害の賠償に関する法律第十七条の二の規定は、適用しない。

第三条 東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争についての原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介手続の利用に係る時効の中斷の特例に関する法律（平成二十五年法律第三十二号）は、廃止する。

第四条 附則第一条ただし書に規定する規定期行前に和解の仲介（前条の規定による廃止前の東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争についての原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介手続の利用に係る時効の中斷の特例に関する法律の廃止に伴う経過措置）

第五条 附則第一条ただし書に規定する規定期行前に和解の仲介（前条の規定による廃止前の東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争についての原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介手続の利用に係る時効の中斷の特例に関する法律第一条に規定する和解の仲介をいう。）の申立てがされた場合におけるその申立てに係る時効の特例については、原子力損害の賠償に関する法律第十八条の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(政令への委任)

第八条 附則第二条、第四条及び第六条に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和三年五月一〇日法律第三〇号）抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄
(施行期日)

1 (施行期日) この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第五百九条の規定 公布の日